

令和2年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 目黒区監査委員決定）に基づき、次の（1）～（5）に掲げる14団体（重複する団体があるため実団体数は9団体）における令和元年度の事業を対象とした。

併せて、財政援助団体等に対する連絡調整、補助金交付及び指定管理に係る委託料支出等を担当する課（地区サービス事務所を含む。）における令和元年度の当該事務の執行及び指導監督の事務を対象とした。

（1）出資・出えん、補助及び公の施設の管理の委任を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	元年度補助金	所管課
公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団	出えん金 2億円	本部・文化ホール・美術館人件費・事業費補助 1億7,142万円	文化・交流課

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。以下の表も同じ。

（2）出資・出えん及び補助を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	元年度補助金	所管課
公益財団法人目黒区 勤労者サービスセンター	出資金 1.82億円	人件費・管理運営費・ 事業費補助3,940万円	産業経済・ 消費生活課

（3）補助及び公の施設の管理の委任を行っている団体：4団体

監査実施対象団体	元年度補助金	所管課
公益社団法人目黒区 シルバー人材センター	人件費・管理運営費・ 事業費補助7,009万円	高齢福祉課
田道住区住民会議	団体活動への補助90万円	東部地区サービス事務所

月光原住区住民会議	団体活動への補助 108 万円	南部地区サービス事務所
八雲住区住民会議	団体活動への補助 108 万円	西部地区サービス事務所

(4) 補助金交付団体：2 団体

監査実施対象団体	元年度補助金	所管課
株式会社アソシエ・ インターナショナル	[アソシエ油面公園保育園] 民間保育所施設整備費補助、私立保育園における防犯カメラ等設置に係る補助、私立保育所における非常通報装置設置に係る補助 1 億 6,653 万円	保育計画課
	[アソシエ目黒おとり保育園] 保育士等キャリアアップ補助、保育サービス推進事業補助、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助、保育所等賃借料補助事業補助、保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業補助 5,355 万円	保育課
株式会社アンジェリカ	☆[アンジェリカ下目黒保育園] 保育士等キャリアアップ補助、保育サービス推進事業補助、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助、保育所等賃借料補助事業補助、保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業補助 6,316 万円	保育課
	[桜のこみち保育園] 保育士等キャリアアップ補助、保育サービス推進事業補助、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助、保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業補助、現任保育従事職員資格取得事業補助 2,418 万円	

☆の施設は、令和2年4月1日より[アンジェリカ下目黒6丁目保育園]に名称変更。

(5) 公の施設の指定管理者：6 団体

監査実施対象団体	監査対象施設	指定期間	所管課
公益財団法人目黒区 芸術文化振興財団 *	文化ホール 美術館	平成31年4月 ～令和6年3月	文化・交流課
特定非営利活動法人 スポルテ目黒	碑文谷体育館、碑文谷野球 場、碑文谷庭球場	平成30年4月 ～令和5年3月	スポーツ 振興課
公益社団法人 目黒区シルバー人材 センター *	駒場公園茶室、和室 駒場野公園デイキャンプ場	平成31年4月 ～令和6年3月	道路公園課
田道住区住民会議 *	田道住区会議室 三田分室住区会議室	平成31年4月 ～令和6年3月	東部地区サー ビス事務所
月光原住区住民会議 *	月光原住区会議室	平成31年4月 ～令和6年3月	南部地区サー ビス事務所
八雲住区住民会議 *	八雲住区会議室	平成31年4月 ～令和6年3月	西部地区サー ビス事務所

*印の団体は、上記(1)又は(3)に掲げる団体と重複する。

3 監査実施期間

- (1) 公認会計士による会計書類調査
令和2年12月7日(月)から12月11日(金)まで
- (2) 監査事務局職員による書類調査等
令和2年12月23日(水)から3年1月15日(金)まで
- (3) 監査委員による監査
令和3年1月25日(月)から2月2日(火)まで

4 監査の着眼点

財政援助団体等監査は、団体に対する財政援助等に係る事業が目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているか、団体に対する指導監督等の事務が適切に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 出資・出えん団体
 - ア 事業は出資又は出えん目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
 - イ 会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (2) 補助金交付団体
 - ア 補助事業は補助目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
 - イ 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

イ 管理業務等に係る会計処理は適正に行われているか。

(4) 所管課

ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

イ 補助事業に関する指導監督は適切に行われているか。

ウ 補助金の額の算定、交付方法、交付及び確定の時期、手続等は適切か。

エ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

オ 指定管理に係る委託金の額の算定及び委任手続等は適切か。

5 監査の実施内容

次の方法により監査を実施した。

(1) 公認会計士による会計書類調査

監査対象団体のうち3団体について、公認会計士による会計書類調査を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課への事実確認を行った。

(3) 監査委員による監査

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での説明聴取及び施設での管理状況の確認は中止し、監査事務局職員による書類調査と公認会計士に委託した会計書類調査の結果を参考にしながら、監査資料調査による質問を電子メール等で行い、回答をもらう方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。所管課においては、修正等の指導を適切に行われたい。

なお、軽微な事項については、口頭により各団体・指定管理者及び所管課に注意した。

(1) 公益社団法人目黒区シルバー人材センター（高齢福祉課）

電話加入権について、財産目録の使用目的等では、「公益目的事業と法人会計事業の用に供している」と記載されているが、当該電話回線は、既に東日本電信電話株式会社以外の会社に切り換えられていた。

本加入権による電話は、こうしたことから「利用休止」になっており、その期間の延長手続もとられていなかったため、加入電話契約が解約され、本加入権は消滅し、貸借対照表等において、固定資産（電話加入権）の除却を行う必要があった。

財産を適正に管理するとともに、財産目録及び貸借対照表等については、実態に合わせて記載されたい。

(2) 月光原住区住民会議（南部地区サービス事務所）

ア 団体の事業活動経費のうち飲食経費（食料費）については、目黒区住区住民会議の活

動に対する補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第8条第2項により、食料費への補助金の充当は必要最小限にとどめることとされている。さらに、地区サービス事務所が作成した「住区住民会議の会計処理について」（以下「会計事務処理マニュアル」という。）では、食料費への補助金の充当は必要最小限にとどめ、酒類の購入については、会費など自主財源で賄うことが基本となっている。しかしながら三役・部長会において、補助金で酒類を購入していた。補助金交付要綱及び会計事務処理マニュアルに基づき、適正な補助金の使用に努められたい。

イ 年度協定書の締結により支払われる指定管理経費のうち、事務費の支出において、年度末に翌年度の会議用としての飲み物を購入していた。会議を行う年度の事務費を充てられたい。

（3）株式会社アソシエ・インターナショナル（保育計画課）

目黒区民間保育所施設整備費補助要綱第9条では、補助事業が完了したときは、事業実績報告書等により区長に報告しなければならないとなっているが、区による提出依頼がなく、団体からの提出もなかった。そのため、第10条第1項に定める交付額の確定が行われず、確定額の通知も行われていなかった。保育計画課は、団体に対しての実績報告の提出を求めると共に、補助金額確定に係る事務手続を適切に行われたい。

（4）特定非営利活動法人スポルテ目黒（スポーツ振興課）

ア 現金保管については、駐車場・施設利用料・物品販売で発生する売上金と小口現金、通帳を大金庫で保管し、印章については理事長の管理する小金庫に保管されているが、大金庫についてはシフト勤務体制の常勤職員6名が開閉できる状態にあった。売上金は小口現金とは区別し、そのまま銀行へ入金することとなっているところ、実際には10日に1回程度しか入金が行われていなかった。また、小口現金については月に1度の税理士公認会計士事務所担当者の現金実査の前に確認するのみとなっていた。

多額の現金を保管している日が数日連続する状況であり、年度末の現金残高は120万円余にのぼり、金庫を開閉できる人数も多い。団体は、売上金を速やかに入金し、小口現金の確認を頻繁に行うなど、安全かつ堅実な現金管理に努められたい。

イ 営利部門会計で使用している2つの預金口座のうち、1つの口座について記帳がなく、預金利息47円が元年度に収入として計上されず、翌年度に計上をしていた。残高がほとんどないケースを除き通常年2回は利息の入金があること、また預金利息に含まれる源泉所得税は法人税の計算に影響があることから、今後は定期的に通帳記帳を行い、預金利息の計上漏れのないよう努められたい。

ウ 監査資料の収支計算書比較表（営利部門会計）の令和元年度指定管理料が総勘定元帳などの会計書類と一致していなかった。団体は、決算業務のほとんどを税理士公認会計士事務所に委託している。当該収支計算書比較表も委託先の作成した収支計算書に依拠して作成されていたと思われるが、少なくともそれらが帳簿と整合しているかのチェックは必要である。

また、関係機関に出された元年度決算関係書類の中にも数字の食い違いがあり、所管

課に提出した収支決算書及び特定非営利活動促進法第29条の規定に基づき都へ報告した貸借対照表の一部にも誤りがあることが判明した。

速やかな修正が求められるとともに、団体内でも会計の専門家に任せきりとせず、当事者として、今後は複数の職員によるチェックを行うなど、決算に係る事務等の適正化に努められたい。

なお、公益財団法人目黒区芸術文化振興財団、公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター、田道住区住民会議、八雲住区住民会議、株式会社アンジェリカの5団体は、指摘すべき事項は見受けられなかった。

2 意見・要望事項

改善に向けて検討が必要と思われる事項等があるので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) ICT化推進に係る支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大は、事業の休止、会員や利用者への対応、収入の減少など、経営面を含め、団体や指定管理者の事業執行に多大な影響を及ぼしている。その中で、関係者は、苦慮しながらも、対策を検討し、当面の状況に適応できるように、様々な取組を進めているところである。

一方、同感染症の流行は、デジタル社会への急激な移行を要請し、時代の変化の流れを一挙に早めつつある。団体や指定管理者のサービス利用手続等においても、今後は、利便性だけでなく、人との接触に配慮する「3密」回避などの生活環境の変化から、改めてICT活用による非対面式の方法の拡大等が求められるものと思われる。

会員や利用者に占める高齢者の割合が高く、現時点での対応が急務とは考えていない団体もあるが、社会全体でそうした仕組みが整うと、次第にそれが当然の事柄になる。早晚事業運営に係るICT化の推進が必要となってくるのは明らかである。

各団体はもとより、所管課においては、団体が置かれた状況を踏まえながら、事務処理等におけるICT化の検討を支援されたい。

(産業経済・消費生活課、文化・交流課、スポーツ振興課、高齢福祉課)

(2) 住区住民会議の補助金、指定管理料の適正な執行について

ア 住区住民会議の活動に対する補助金については、補助金交付要綱及び会計事務処理マニュアルにより、その用途及び執行の目安が示されている。しかしながら、一部の住区住民会議において、必要最小限にとどめることとされている食料費の割合が高い事業(部会)も見受けられた。住区住民会議を円滑に運営していくために必要な事業等であると思われるが、参加費の増額や自主財源からの支出などを検討されたい。また、地区サービス事務所においては、実情を踏まえ、適切な指導に努められたい。

(東部地区サービス事務所、南部地区サービス事務所)

イ 指定管理料の事務費については、会計事務処理マニュアルに用途が記載されている。そこでは、施設管理に付随する業務(打合せ会の開催や研修会への参加)に必要な経費

とあるが、その関連により昼食等の提供が見受けられた。事務費も施設管理委託経費であることに鑑み、今後は会議の時間等を調整するなど、更に適切な対応が求められる。地区サービス事務所においては、より具体的な事務費の使途の例示等を検討されたい。
(東部地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、各地区サービス事務所)

3 まとめ

このたびの財政援助団体等監査では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、説明聴取を電子メールで行うなど、一部例年と異なる方法によって実施せざるを得なかった。ご協力いただいた団体、指定管理者や所管課には感謝を申し上げたい。

監査結果としては、今回監査した限りにおいて、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助などに係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿って行われていることが認められた。所管課の団体等に対する指導監督をはじめとする事務執行もおおむね妥当であった。

団体や指定管理者においては、同感染症が流行する中で、補助事業や指定管理業務等の円滑な執行のため、苦労を重ねながら、解決が求められる課題に対処してきている。所管課では、引き続き、団体や指定管理者の効果的かつ効率的な事業執行と適正な会計処理等のため、適切に指導監督を行うとともに、困難な環境下にあっても、財政的援助などの目的がより良く達成されるように、必要な支援に努めてほしい。

以 上

監査実施対象団体一覧

(1) 公認会計士による会計書類調査

団体名等	実施日
公益社団法人 目黒区シルバー人材センター【補助金】 駒場公園茶室、和室【指定管理】、駒場野公園デイキャンプ場【指定管理】	12月7日
公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団【出えん金】 本部【補助金】、文化ホール【補助金】・【指定管理】	12月8日
公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団 美術館【補助金】・【指定管理】	12月10日
特定非営利活動法人 スポルテ目黒 碑文谷体育館、碑文谷野球場、碑文谷庭球場【指定管理】	12月11日

(2) 監査事務局職員による書類調査等

団体名等	実施日
公益財団法人 目黒区勤労者サービスセンター【出資金】・【補助金】	12月23日～ 1月15日
田道住区住民会議【補助金】 住区会議室【指定管理】、三田分室住区会議室【指定管理】	
月光原住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	
八雲住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	
株式会社 アソシエ・インターナショナル アソシエ油面公園保育園【補助金】、アソシエ目黒おおとり保育園【補助金】	
株式会社 アンジェリカ アンジェリカ下目黒保育園【補助金】、桜のこみち保育園【補助金】	

※ 上記(1)の団体に係る所管課の書類調査も同日程で実施した。

(3) 監査委員による監査

団体名等	実施日
公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団	1月25日～ 2月2日
公益財団法人 目黒区勤労者サービスセンター	
公益社団法人 目黒区シルバー人材センター	
田道住区住民会議	
月光原区住民会議	
八雲住区住民会議	
株式会社 アソシエ・インターナショナル	
株式会社 アンジェリカ	
特定非営利活動法人 スポルテ目黒	